

令4年第7回（8月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和4年8月10日(水)
開会 9時57分 閉会 10時16分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名
出席委員数 12名
欠席委員数 1名

出席委員の氏名 賀部 正直 山本 学美
奥家 信弘 奥田 健一
菊 啓治 若山 清敏
山本 幸雄 重吉 信之
高橋 初美 堤 久英
横川 信友
井上 幸子

欠席委員の氏名 高原 孝幸

農地利用最適化推進委員2名出席(定数2名) 井上 福美 堤 實

4. 付議事項

議案

- ・議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第15号 下限面積(別段面積)の設定について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 竹内

6. 会議の概要

事務局長	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より令和4年第7回（8月）総会を開催いたします。高原委員より欠席の連絡をいただいておりますので、推進委員を含め、15名での開催となります。開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>先月は議案がなかったため、総会の開催はありませんでした。毎日暑い日が続いておりますので、みなさん熱中症に気をつけてください。それでは、総会を始めるにあたり、農業委員会憲章を唱和したいと思います。今回から順番で唱和しますので、本日は1番の菊委員お願いします。</p> <p>（農業員委員会憲章唱和）</p> <p>それでは、ただいまから令和4年第7回（8月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には太田克弘委員、横川信友委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、2件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号1番についてご説明します。</p> <p>1 ページをご覧ください。（P1 議案朗読）</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請農地：吉富町大字直江〇〇番 畑 面積 394 m²</p> <p>譲渡人：吉富町大字直江〇〇 Z. Yさん</p> <p>譲受人：中津市大塚〇〇 Z. Sさん</p> <p>転用目的：一般住宅</p>

	<p>(その他議案書 P 2 から P 9 説明)</p> <p>農地区分については、用途地域内、第 1 種住居地域にあたり、3 種農地で、代替地の検討は不要となっています。以上で説明を終わります。</p> <p>続いて申請番号 2 番について説明します。 2 ページをご覧ください。 申請農地：吉富町大字別府〇〇番 田 面積 792 m² 譲渡人：吉富町大字直江〇〇 T. K さん 譲受人：吉富町大字直江〇〇 K. M さん 転用目的：資材置場</p> <p>(その他議案書 P 1 0 から P 1 5 説明)</p> <p>農地区分については、第 1 種農地ではありますが、集落に接続しており、代替地の検討もなされています。以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>議案第 1 3 号 申請番号 1 番について、地元委員の高原委員は欠席ですので、事務局から何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>高原委員に補足説明について確認したところ、特に意義はないとのことでした。</p>
賀部会長	<p>続いて申請番号 2 番について、地元委員の高橋委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
高橋委員	<p>現在は何も作っていない土地で T さんの親戚が草刈はしていました。特に問題はありません。</p>
賀部会長	<p>高橋委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

各委員	(質疑なし)
賀部会長	それでは、議案第13号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
賀部会長	それでは、議案第13号について承認することとします。 続きまして、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>16ページをご覧ください。(P16 議案朗読)</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子〇〇番地 田 面積 226 m²</p> <p>譲渡人：吉富町大字広津〇〇番地 N. Hさん</p> <p>譲受人：中津市小袋〇〇番地 Y. Tさん</p> <p>譲受人のYさんは耕作農地 3,882 m²で今回取得する農地 226 m²を合わせると 4,108 m²となり下限面積の3反以上はクリアしています。</p> <p>(その他議案書P18からP20説明)</p> <p>この申請は、21ページの農地法不許可の要件7項目のいずれにも該当いたしません。</p> <p>「全部効率利用要件」につきましては、譲受人のYさんは現在中津市に住んでおりますが、週に2回は来られるとのことですので、不耕作になることはないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
賀部会長	議案第14号について、地元委員は私ですので、私から補足説明をいたします。今まで、休耕していた土地なので、将来的には畑として作付をしたいとのことなので、管理してくれることはとても有難いと思っておりますので、特に問題はありません。

各委員	(質疑なし)
賀部会長	それでは、議案第14号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
賀部会長	議案第15号の「下限面積（別段面積）の設定について」を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	22ページをご覧ください。 農地法3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、農地法の改正により、令和4年4月1日の法改正により、下限面積は廃止されておりますが、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができるとなっております。吉富町農業委員会では、現在下限面積を、町内全域において30aと設定していますので、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消という観点と、地域の実情を踏まえ、変更は行わず、現行どおり30aとすることを提案いたします。 なお、利用権の設定については、この下限面積設定を適用せず、30a未満、たとえば10aでも農地の賃貸借はできることを申し添えます。 以上で説明を終わります。
賀部会長	事務局から説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(質疑なし)
賀部会長	ございませんようでしたら、議案第15号については承認

	<p>することに異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第19号について承認することとします。</p>
	<p>続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。</p>
	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>23ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が1件ございます。</p> <p>鈴熊〇〇番 田 465 m² ほか2筆 貸し手は小犬丸〇〇一〇の H. A さん、借り手は小犬丸〇〇一〇の O. N さんです。平成28年6月から6年間の契約でした。</p> <p>貸し手、Hさんの都合による解約で、合意解約成立の日は、令和4年6月15日です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
賀部会長	<p>次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑等なし)</p>
賀部会長	<p>ないようでしたら、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局から報告します。</p> <p>「2022年度版の農業委員会業務必携」をお配りしております。活動の参考資料として、ぜひご活用ください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
賀部会長	<p>それでは、以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。</p>

事務局	年間計画どおり9月9日（金）10：00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館2階研修室です。よろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
賀部会長	それでは、次回は9月9日（金）10：00からとします。これをもちまして、令和4年第7回（8月）総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。 10時16分 閉会